

令和3年度 清里町職員（建築技術職）採用試験実施要項

1 受付期間 令和3年4月15日（木）～令和3年12月24日（金）

2 募集する職種及び受験資格、採用予定人数

職種区分	受験資格	採用予定人数
一般行政職 （建築技術職正規職員）	昭和61年4月2日（35歳）以降に生まれた方のうち、大学・短期大学・専門学校（建築に係る専門課程を履修していること）を卒業後、民間企業等において3年以上の建築工事の設計・積算、施工管理等の業務経験を有する方で、建築士（2級以上）の資格を有する方	1名

※採用予定人数は変更になる場合があります。

※民間企業等における業務経験は会社員（財団法人、社団法人、NPO法人等の経験も含む）及び公務員としての経験が該当します。また、受験資格参入期間は直近5年（平成28年4月15日から令和3年4月14日まで）です。この期間外の経験は、受験資格に定める業務経験に参入できません。複数の民間企業等における業務経験がある場合、通算することができます。

※次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

○地方公務員法第16条の規定に該当する者

- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 試験内容

(1) 1次選考（エントリーシートその他書類による）※合否に関わらず文書で通知します。

(2) 2次選考

①試験日 日程は一次選考合格者に随時お知らせします。

②試験会場 清里町役場（清里町羽衣町13番地）※会場までの交通費は自己負担になります

③試験内容 職場適性検査、ケーススタディ試験、個別面接、集団討論、事務能力検査
※合否に関わらず文書で通知します。

4 採用予定日等

(1) 採用予定日は合格者があった時点で随時決定いたします。

(2) 受験資格がないことが判明した場合や記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

(3) 地方公務員法第22条により採用後6カ月は条件つき採用となります。この間良好な成績で職務を遂行した場合のみ正式採用となります。

- 5 申込に必要な書類 清里町職員採用試験エントリーシート兼履歴書
卒業（見込）証明書及び成績証明書（最終学歴のもの）
- 6 申込方法 上記書類を総務課総務グループ職員厚生担当まで持参もしくは郵送
- 7 送付先 〒099-4492 斜里郡清里町羽衣町13番地
清里町役場総務課総務グループ職員厚生担当

8 給与等

◆給与

区分	初任給	その他の手当
大卒	182,200円～※	扶養手当、住居手当、寒冷地手当、期末・勤勉手当（4.45月分）などが支給要件に応じて支給されます。
短大卒	160,100円～※	

※令和3年4月1日現在の給料月額

※初任給は、採用前の職務経歴等により一定の基準で加算されます。なお、個々の採用前の職歴等の有無・内容により決定するため、金額は異なります。

◆勤務時間

月曜日から金曜日 8時15分から17時00分まで

◆休日・休暇

休日は土曜日、日曜日、祝日、年末年始。

年次有給休暇は、1暦年に20日付与されます。その他に結婚、出産、夏季休暇等があります。

9 問合せ先

清里町役場総務課総務グループ職員厚生担当

電話0152-25-2131（内線212）